

1. 最高人民法院による労働争議事件の審理における法律適用の問題に関する解釈（二）
2. 改正中華人民共和国仲裁法
3. 中華人民共和国原子力法
4. 改正中華人民共和国食品安全法

1. 最高人民法院による労働争議事件の審理における法律適用の問題に関する解釈（二）

（2025年7月31日公布 2025年9月1日施行）

掲題の最高人民法院による司法解釈は計21条で構成され、実務で頻出する労働争議問題について明文化した規定を設けており、以下の規定が注目されている。

- ① 社会保険未納付に関する合意：使用者と労働者が社会保険料を納付しない旨を約定した場合、その合意は無効である（第19条）。
- ② 競業禁止条項の濫用への制限：労働者が使用者の営業秘密・知的財産権に関連する機密事項につき認知・接触していない場合、競業禁止条項は効力を生じない。また競業禁止対象労働者に関する競業制限の範囲・地域・期間等の内容が、その労働者が認知・接触した機密事項が適合していない場合、合理的な比率を超えた部分は無効となる（第13条）。
- ③ 使用者責任を負う主体の拡大、明確化：合法的な経営資格を有する業務元請企業が、合法的な経営資格を持たない組織又は個人に、業務を再委託し若しくは下請に出し、又は名義貸し経営を行わせた場合、当該経営資格を持たない組織又は個人が採用した労働者の権益が侵害されたとき、合法的な経営資格を有する業務元請企業は、当該労働者に対し賃金支払い、労災保険給付等の責任を負う（第1条）。その他、同一労働者が複数の関連会社に同時または交互に雇用される場合、その労働契約関係は、もし書面の労働契約がある場合は当該契約に基づき認定され、もし当該契約がない場合は雇用管理行為に基づき判断される、具体的には労働時間、業務内容、賃金支払い、社会保険料納付等の要素を総合的に考慮して判断される（第3条）。
- ④ 「期限のある労働契約の二回連続締結」の判断要素の明確化：以下のいずれかの事由に該当する場合、「期限のある労働契約が二回連続して締結された」と認定され、無固定期限の労働契約を締結するものとされる（第10条）
 - ア) 労働契約期間の延長について協議し、延長期間の累計が1年以上となり、かつ延長期間が満了した場合
 - イ) 労働契約満了後の自動更新を定め、かつ更新期間

が満了した場合

- ウ) 労働者が自己の責めに帰すべき事由なく、依然として元の職場・職務に従事している場合で、企業が労働契約締結主体を変更したが、引き続き労働者に対する労働管理を行い、かつ契約期間が満了した場合
 - エ) その他信義誠実の原則に違反する回避手段を用いて再度労働契約を締結し、期間が満了した場合
- ⑤ 書面による契約締結の責任免除：使用者の責に帰すべき事由によらずに書面労働契約を締結しなかった場合（具体的には不可抗力や労働者の故意又は重過失がある場合）、使用者による二倍賃金の支払いは不要である（第7条）。

2. 改正中華人民共和国仲裁法

（2025年9月12日公布 2026年3月1日施行）

今回の改正は2017年以来の改正であるが、主な内容は以下の通りである。

- ① 仲裁合意の効力認定ルールの新設：当事者が仲裁合意の存在を主張し、相手当事者が初回の審理開廷前にそれを否認せず、仲裁廷がそれらの事実を提示し記録した場合、当事者間に仲裁合意が存在するとみなされる（第27条）。
- ② 仲裁判断取消請求期間の短縮：仲裁判断を取消すことを請求できる期間が従来の6ヶ月から3ヶ月に短縮された（第72条）。
- ③ 「仲裁地」ルールの新設：国際的な慣行に沿う形で、当事者間で仲裁手続の準拠法について別段の合意がない限り、仲裁地の法律を仲裁手続の準拠法及び管轄裁判所の確定基準とし、また仲裁判断は仲裁地でなされたものとみなすものと規定された（第81条）。
- ④ 涉外仲裁案件の範囲拡大：「涉外経済貿易、運輸及び海事における紛争」から「涉外経済貿易、運輸、海事における紛争及びその他の涉外紛争」へ改正され、「その他の涉外紛争」を涉外仲裁案件の範囲に追加した。これは、将来発生しうるその他の涉外紛争案件への仲裁法適用の余地を留保したものである（第78条）。

- ⑤ 特定涉外紛争に対する「特別（臨時）仲裁」制度の新設：涉外海事紛争並びに自由貿易試験区、海南自由貿易港及び国家が定めるその他の区域内に設立登記された企業間で発生した涉外紛争について、当事者は仲裁機関による仲裁を選択できるほか、中国を仲裁地として、本法に従った仲裁規則・仲裁人を選定する方式による仲裁も可能とした。これは、当事者が紛争の特性に応じて国際的に通用する任意の仲裁規則を選択でき、かつ仲裁機関の仲裁人名簿以外の仲裁人を選択でき、仲裁の柔軟性と専門性を高めるものである（第82条）。
- ⑥ 保全・証拠収集における人民法院の支援強化：仲裁前の財産保全・行為保全、仲裁前の証拠保全に関する規定を新設した（第39条）。

3. 中華人民共和国原子力法

（2025年9月12日公布 2026年1月15日施行）

掲題の原子力法の立法目的は、主に原子力研究・開発・平和利用の保障、科学技術進歩と産業高度化の推進、経済社会の高品質な発展と促進、国家安全保障の維持、国民福祉の増進にあるとされている。

同法は、8章の計62条で構成され、総則、科学研究・技術開発、原子力燃料サイクル、利用、安全監督管理、輸出入、法的責任、附則を含む。

4. 改正中華人民共和国食品安全法

（2025年9月12日公布 2025年12月1日施行）

今回の改正の主な内容は、バルク重点液体食品の道路輸送に対する許可制度の新設である。道路運送事業者がバルク重点液体食品の道路輸送に従事する場合、食品安全を確保するための専用輸送容器、作業員及び管理制度等を備えていなければならない。許可を得ずに当該輸送業務に従事してはならず、バルク重点液体食品の荷受人及び荷送人は、運送業者の資格及び輸送設備等を検査しなければならない。バルク重点液体食品の道路輸送を違法に実施した場合、関連記録書類を偽造・変造した場合、また関連する検査・確認義務を履行しなかった場合、いずれも相応の行政処罰が課される。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。